

第1章 総則

第1条 一般社団法人日本透析医学会（以下「本学会」という。）は、血液透析アクセスの管理・修復の進歩に即応した優秀な医師の養成をはかるとともに、透析医学の向上発展を促し、国民の福祉に貢献することを目的として、ひいてはVA管理に対して適正な医療資源の執行を目指して本学会はVA血管内治療認定医制度を施行する。

第2章 VA血管内治療認定医制度委員会

- 第2条 本学会は前条の目的を達成するため、VA血管内治療認定医制度委員会を置き、同制度の実施及び改善に係る審議を行う。
- 第3条 VA血管内治療認定医制度委員会は、理事長の指名する担当理事及び本学会評議員（以下「評議員」という。）より構成する。
- 2 理事長はVA血管内治療認定医制度委員会及び本学会理事会（以下「理事会」という。）の議を経て、委員長から推薦のあった委員を専門医の中から選任し委嘱する。
 - 3 委員長と委員の任期は日本透析医学会第17条第1項の規定を準用する。ただし、再任を妨げない。
- 第4条 委員会の会議は、日本透析医学会定款第32条および定款施行細則第20条を準用する。
- 第5条 このVA血管内治療認定医制度規則（以下「規則」という。）の施行に関して、VA血管内治療認定医制度委員会によって決定された事項は、理事会の承認を得て、本学会雑誌およびその他によって会員に公示する。
- 2 本委員会の議事は公開しない。
- 第6条 理事長は委員会委員にふさわしくない行為があったとき、または特別の事情のあるときは任期内であっても理事会の議を経て解任することが出来る。

第3章 VA血管内治療認定医

第1節 VA血管内治療認定医の申請資格

- 第7条 VA血管内治療認定医は次の各号の資格すべてを満たすものであること。
- (1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格及び見識を備えていること。
 - (2) 本学会の専門医を有すること。
 - (3) 本学会年次学術集会出席3回以上ならびに業績を有すること。（施行細則で詳細確認要）
 - (4) VA血管内治療診療の実績（施行細則で詳細確認要）

第2節 VA血管内治療認定医の申請

- 第8条 VA血管内治療認定医を新規申請する者は、次の各号に定める申請書類等をVA血管内治療認定医制度委員会に提出し、申請手数料を納付すること。
- (1) VA血管内治療認定医申請書
 - (2) 本学会専門医認定証（写）
 - (3) 診療実績を示した症例一覧表（指定EXCELファイル）
 - (4) 業績を示した書類（施行細則で詳細確認要）

- 2 VA 血管内治療認定医の資格を喪失したものが再度資格認定を申請する場合は、上記と同様とする。

第3節 VA 血管内治療認定医の更新及び申請

第9条 VA 血管内治療認定医の更新申請する者は、次の各号に定める申請書類等を VA 血管内治療認定医制度委員会に提出し、申請手数料を納付すること。

- (1) VA 血管内治療認定医取得後、引き続き、本学会会員かつ専門医であること。
- (2) VA 血管内治療認定医証の有効期限の満了する日の前の6月以内であること。
- (3) 当該認定期間内5年のうちに施行細則に定める業績を有すること。(施行細則で詳細確認要)
- (4) 病気、出産、その他のやむを得ない事情により所定の業績を満たさない場合には、更新の保留を申請する。保留期間は1年単位とし通算2年を限度として更新を延期できる。ただし、保留の期間内はVA 血管内治療認定医を呼称することは出来ない。よって診療報酬上の資格は停止するため指定各手技の診療報酬請求は認められない。
- (5) 海外留学のための休会措置を受け、所定の業績に満たない場合には延長を申請する。延長の期間は4年を限度として年単位とする。ただし、保留の期間内はVA 血管内治療認定医を呼称することは出来ない。よって診療報酬上の資格は停止するため指定各手技の診療報酬請求は認められない。

第10条 VA 血管内治療認定医の更新申請する者は、次の各号に定める申請書類等を VA 血管内治療認定医制度委員会に提出し、更新申請手数料を納付すること。

- (1) VA 血管内治療認定医更新申請書
- (2) 本学会年次学術集会参加証明など所定単位の取得を証明する書類
- (3) 診療実績を示した症例一覧表 (指定 EXCEL ファイル)

第4節 VA 血管内治療認定医の認定及び更新の認定

第11条 VA 血管内治療認定医制度委員会は毎年1回、認定の申請書類等の審査によって認定医として必要な条件を満たす者を、VA 血管内治療認定資格者として理事会に推薦する。

第12条 理事長はVA 血管内治療認定医制度委員会が認定医として審査した者について、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を本人に通知する。

第13条 VA 血管内治療認定医制度委員会は毎年1回、VA 血管内治療認定医更新認定の申請書類等によって審査を行いVA 血管内治療認定医更新者として必要な条件を満たす者を、VA 血管内治療認定医更新資格者として理事会に推薦する。

第14条 理事長はVA 血管内治療認定医制度委員会がVA 血管内治療認定医更新者として審査した者について、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を本人に通知する。

第15条 VA 血管内治療認定者あるいはVA 血管内治療認定医更新者と決定した申請者は、決定通知の日

付より30日以内に登録料の納付を完了しなければならない。

- 2 理事長はVA 血管内治療認定者およびVA 血管内治療更新者名簿への登録を行い、VA 血管内治療認定証を交付する。
- 3 VA 血管内治療認定証の有効期間は、認定証交付日から5年度間とし、終了日は年度末の3月31日とする。
- 4 VA 血管内治療認定医制度委員会において認定に至らなかった場合、申請者は第17条第2項に準じて異議を申し立てることが出来る。

第5節 VA 血管内治療認定医資格の喪失

- 第16条 VA 血管内治療認定医は次の各号の理由により、VA 血管内治療認定医制度委員会の議を経てその資格を喪失する。
- (1) 正当な理由を付し、VA 血管内治療認定医の資格を辞退したとき
 - (2) 当学会会員の資格を喪失したとき
 - (3) 本学会の専門医資格を喪失したとき
- 第17条 理事長は、VA 血管内治療認定医としてふさわしくない行為のあったときは、VA 血管内治療認定医制度委員会および理事会の議により VA 血管内治療認定医の認定を取り消すことが出来る。
- 2 VA 血管内治療認定医の資格の喪失に不服を生じた者は、決定通知の日付より 30 日以内に VA 血管内治療認定医制度委員会に異議を申し立てることが出来る。
- 第18条 VA 血管内治療認定医制度委員会は VA 血管内治療認定医資格喪失の異議申し立てに対して、30 日以内に VA 血管内治療認定医制度委員会を開き審議し、その結果を理事長に答申しなければならない。
- 2 前項の委員会において異議を申し出た者は、その審議のための VA 血管内治療認定医制度委員会に出席し、異議の理由を述べることが出来る。
 - 3 理事長は VA 血管内治療認定医制度委員会の答申に基づき、理事会の議を経て異議に対する決定を下し、申し立て者に通知する。

第4章 規則の変更と疑義の処理

- 第19条 この規則は、VA 血管内治療認定医制度委員会及び理事会の承認を得なければ変更することは出来ない。
- 第20条 この規則の施行について疑義を生じたときは、該当事項は各当該委員会で処理し、処理困難な事項は理事会の議により決する。

第5章 罰 則

- 第21条 罰則は次の各号に定めるものとする。
- (1) VA 血管内治療認定医が不正行為による資格取得など VA 血管内治療認定医制度への信用を著しく傷つける行為をした場合、VA 血管内治療認定医の認定の取り消し、または期限付きでの資格の停止をすることが出来る。
 - (2) 非 VA 血管内治療認定医が不正行為による VA 血管内治療認定医受験申請を行った場合や VA 血管内治療認定医を広告などで名乗った場合は VA 血管内治療認定医の受験資格の喪失、期限付きでの受験の停止をすることが出来る。
 - (3) 罰則に不服を生じたものは、決定通知の日付より 30 日以内に VA 血管内治療認定医制度委員会に異議を申し立てることが出来る。
 - (4) 第1号及び第2号は VA 血管内治療認定医制度委員会および理事会の議により執行することが出来る。

- 附則 この規則は、令和4年3月18日から施行する。
初年度（R4）においては申請者数が多いことが想定されるため、申請順に数回に分けて随時審査を行い数回の認定を行うこととする。